

事務連絡
令和6年3月27日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その4の2）について （令和6年2月24日兵庫県神戸市発注工事に伴う死亡事故）

本年2月24日、兵庫県神戸市発注のブロワ棟の建具更新に伴う工事において、脚立に登り大型建具枠周辺のモルタル詰め作業を行っていたところ、誤って足を踏み外してしまい、脚立と仮設壁の間を伝いながら、約1.9m下のコンクリート床に落下し頭を強打したことで意識不明となり、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・ 足場を設置せずに脚立を用いて作業を実施したこと。
- ・ 脚立を押さえるといった補助者が未配置でありながら、適切な使用方法を守らずに一人で作業を実施したこと

事故原因等を受けまして、別紙のと通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順とおりの施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

別紙

【事故発生状況】

- ・ ブロワ棟の建具更新に伴う工事で、大型建具枠周辺のモルタル詰め作業を2名で行っていた。
- ・ 1人は作業完了箇所への片付けを行い、残り1人で脚立で作業にあたった。その後足を踏み外し、脚立と仮設壁の間を伝いながら約1.9 m下のコンクリート床に落下した。
- ・ 頭を強打したことで意識不明となり、救急搬送されたが、死亡が確認された。

【再発防止策】

- ・ 高所作業前に手順を再確認する。
- ・ 作業者の状態を確認する。(年齢・運動能力)
- ・ 脚立による作業を原則禁止する。
- ・ 建具の室内側にはクサビ式緊結足場を設置し、足場移動が必要な室外側には、仮設移動式の足場を設置して作業する。
- ・ 各足場への昇降時等には安全ブロック及びロープ式安全帯を使用して転落事故を防止する。
- ・ 定期的に作業現場を巡回する。

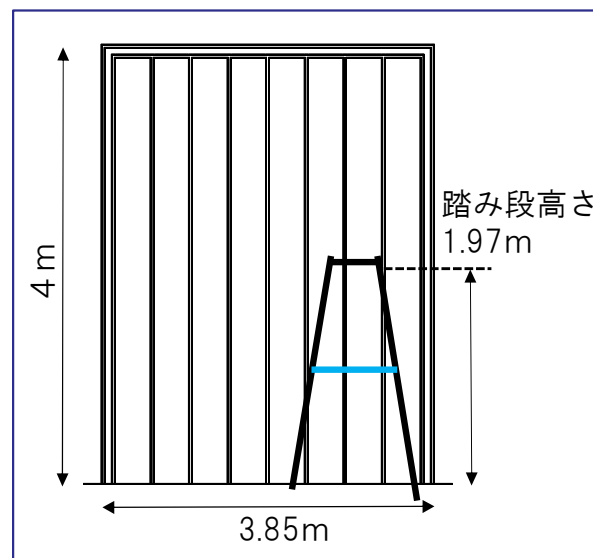
【事故発生原因】

- ・ 足場を設置せずに脚立を用いて作業を実施したこと。
- ・ 施設稼働中のなか施工スペースを確保できず、狭い仮設間仕切内部で作業を行ったこと。
- ・ 脚立の適切な使用方法を守らずに作業を実施したこと。
- ・ 脚立を押さえる補助者を配置せず、一人で作業を実施したこと。

【位置図】



【現況図】



【事故発生状況図】

